

建築計画概要書の記載の注意点（追加依頼の多い項目）

第二面【14. 許可・認定】欄への記載項目	
①	都市計画法に基づく許可条項、許可番号、検査番号、日付
②	都市計画法施行規則第60条に基づく証明、証明番号、日付
③	建築基準法に基づく許可条項、許可番号、認定条項、認定番号、日付
④	水路占用等の許可番号、日付、協議済である旨等
⑤	特定工程の適用除外を受ける場合、建築基準法第68条の11または第68条の22の規定に基づき認証を受けた型式認証番号
⑥	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）第12条に基づく省エネ適合性判定を受けた場合、判定番号、日付 ※申請部分を含めて2,000㎡を超える場合、建築省エネ法の適合性判定が必要となりますが、適合性判定を必要としない場合の適用についても記載ください。 <記載例1：附則第3条第2項前段の規定により届出済> <記載例2：建築省エネ法第18条第一号による適用除外（自動車車庫）>
⑦	都市計画法第58条の2（建築基準法第68条の2も同様）に基づく地区計画の届出を提出した場合、受理番号、日付
⑧	宅地造成等規制法第8条に基づく許可番号、検査番号、日付
第二面【18. その他必要な事項】欄への記載項目	
①	10㎡以下の建物がある場合、申請建物・既設建物の概要
②	建築基準法第86条の7による「既存の建築物に対する制限の緩和」を適用する場合、適用政令条項および概要（基準時および原因）
③	滋賀県内建築基準法取扱基準における別棟の基準を適用した場合、別棟の適用基準番号（取扱基準1-4-01、3-3-01、4-3-01）
④	都市計画法第41条の制限区域内である場合および都市計画法第58条の2（建築基準法第68条の2も同様）の区域内である場合、その旨
⑤	計画変更申請の場合、変更の概要
⑥	建築基準法施行令第129条または129条の2に基づく避難安全検証法により検証された場合、適用除外とされた条項
その他の留意事項	
①	増築等の場合、第二面【8. 主要用途】欄は敷地内での建物の主たる用途を記載し、（ ）書きで申請部分の建物の用途を記載してください。例：一戸建ての住宅（倉庫）
②	増築等の場合、第二面【13. ハ. 構造】欄は敷地内での建物の主たる構造を記載し、（ ）書きで申請部分の建物の構造を記載してください。例：木造（鉄骨造）
③	第三面【付近見取図】は申請地や周辺の状況にあわせ適度な縮尺の地図（出来る限り白地図）を使用しわかりやすく明示してください。 また、目標となる地物が少ない場合は適宜追記してください。
④	第三面【配置図】は図面の縮小などにより文字が読みにくい場合は適宜追記してください。（建築基準法第44条の既存不適格がある場合はその旨を明示してください。）
⑤	建築計画概要書は閲覧に供していることから出来る限り訂正印の無い、読みやすいものとしてください。